

低開発地域工業開発地区

制度に基づく措置等

区分	根 拠 法 等	指 定 基 準 等	措 置 等	対 象 事 業 等
低 開 発 地 域 工 業 開 発 地 区	低開発地域工業開発促進法 (制定年月日) 昭和36年11月13日 法律第216号 (最終改正) 平成14年3月31日 法律第15号 (目的) 工業の開発を促進することにより、雇用の増大に寄与し、地域間における経済的格差の縮小を図り、もって国民経済の均衡ある発展に資する。	1 工業用地及び工業用水並びに労働力の確保が容易であり、かつ、輸送施設の整備が容易であること。 2 市の場合、次の要件に該当すること。 (1) 就業人口のうち第一次産業就業者比率が指定都市以外の全国市の平均を超えること。 又は第二次産業就業者数の比率が指定都市以外の全国市の製造業就業者数比率に満たないこと。 (2) 財政力指数が0.72未満であること。	地方税の課税免除又は不均一課税に伴う交付税措置 (1) 事業税 (2) 不動産取得税 (3) 固定資産税	開発地区内において製造業のための設備を新増設した場合 (1) その事業 (2) その事業に係る工場用の建物又はその敷地である土地の取得 (3) その事業に係る機械及び装置、工場用の建物又はその敷地である土地

低開発地域工業開発地区の概要

地 区	指定年月日	市 町 村 名	面 積 (22. 10. 1)	人 口 (22. 10. 1)	製造品出荷額等 (15年)
三 次 ・ 庄 原 高 田 地 区	昭 37. 9. 15	三次市、庄原市	828. 81 km ²	86, 026 人	2, 363 億円
	昭 38. 10. 21	安芸高田市 (吉田町、八千代町、甲田町、向原町)			
	昭 40. 3. 31	三次市 (三良坂町)			
賀 茂 地 区	昭 38. 10. 21	東広島市 (西条町、八本松町、高屋町、黒瀬町、河内町)	939. 03	237, 083	9, 292
	昭 40. 3. 31	竹原市、東広島市 (志和町、福富町、豊栄町、安芸津町) 三原市 (大和町)、呉市 (安浦町)			
計			1, 767. 84	323, 109	11, 655

(地域政策局 中山間地域振興課)

- (注) 1 人口は、平成22年国勢調査
2 面積は、平成22年国勢調査 (※平成22年国土地理院調)
3 製造品出荷額等は、平成15年工業統計調査結果